近畿地方交通審議会
近畿船員部会議事録

第 163 回

令和４年４月２８日

日　時　　令和４年４月２８日（木）　１６時００分から

場　所　　近畿運輸局　会議室（船員部会室）

出席者　　公 益 委 員　藤本委員、横見委員、定岡委員、万谷委員

労働者委員　佐藤委員、松林委員、井上委員

使用者委員　礒合委員、土屋委員、開委員

運　輸　局　大谷海事振興部長、村上海事振興部次長、
平田船員労政課長、水谷船員労政課専門官、
竹内船員労働環境・海技資格課長

議題１．管内の雇用等の状況について

議題２．その他

議　事　概　要

藤本部会長：

それでは、ただ今から第１６３回近畿船員部会を開催いたします。

あらかじめ、郵送にて「第１６２回船員部会」の議事録を送付してございますが、到着が遅れていた様ですので、皆様のお手元にも印刷したものを置いてございますが、この議事録につきまして、ご承認を得たいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

藤本部会長：

無いようですので、ご承認をいただいたものといたします。

次に議題１の「管内の雇用等の状況」につきまして、運輸局から説明をお願いします。

平田船員労政課長：

それでは「令和４年３月分管内雇用状況」について、ご説明させていただきます。

１．職業紹介状況

①求人関係

新規求人数は、５４人（前月比１６人、４２．１％の増、前年同月比：－４人、６．９％の減）となっています。

月間有効求人数は、１４５人（前月比０人、０．０％の増減無、前年同月比：＋２５人、２０．８％の増）となっています。

②求職関係

新規求職者数は、１２人（前月比４人、５０．０％の増、前年同月比：－３人、２０．０％の減）となっています。

月間有効求職者数は、３５人（前月比－２人、５．４％の減、前年同月比－１２人、２５．５％の減）となっています。

③成立状況

当月の成立数は、４人（前月比：０人、０％の増減無、前年同月比：－１人、２０％の減）となっています。

④職員・部員別成立者内訳

職種別の内訳は、甲板部職員２人、機関部職員１人、甲板部部員０人、機関部部員１人なっています。

年齢別については、１０歳代０人、２０歳代０人、３０歳代０人、４０歳代２人、５０歳代１人、６０歳代１人、７０歳代０人となっています。

２．新規求人・求職者の取扱実績

①職種別内訳

新規求人の職種別内訳は、職員４２人（甲板部２８人、機関部１４人、無線部０人、事務部０人）、部員１２人（甲板部８人、機関部３人、無線部０人、事務部１人）となっています。

新規求職の職種別内訳は、職員８人（甲板部３人、機関部５人、無線部０人、事務部０人）、部員４人（甲板部２人、機関部１人、無線部０人、事務部１人）となっています。

②新規求職者の退職理由

内訳は、船舶所有者の都合０人、定年退職が０人、雇用期間満了１人、本人の申し出４人、自己の健康０人、倒産０人、就労中５人、不明２人となっています。

③新規求職者の年齢別

３０歳未満６人、３０歳代１人、４０歳代０人、５０歳代３人、６０歳以上２人となっています。５０歳以上は５人で占める割合は４１．７％、３０歳未満は６人で占める割合は５０．０％です。

３．失業等給付金支給状況

受給資格者数は１７人で、基本手当の支払実人数は４人、給付件数は４件

となっています。給付金額は６７８，６８０円です。前月は８人、１０件の１，３１４，９００円でした。

それから、高年齢求職者給付金が０件０円、再就職手当が３件１，５３７，３２６円、就業促進定着手当が０件０円よって、当月支給額計は、２，２１６，００６円となります。

４．月間有効求人倍率の推移

３月の近畿船員は４．１４倍で、前月比＋０．２２ポイント、前年同月比、＋１．５９ポイントとなっています。

５．近畿運輸局、月間有効求人・求職状況

①月間有効求人は１４５人で、このうち、新規求人者数は５４人（前月比０人、０．０％の増減無）となっています。

当局の紹介による求人側の成立は３人、他局成立は０名でございました。

求人の取り消しは５６人で、理由の内訳は有効期限切れ５２人、自己応募・縁故により採用４人、会社都合により取り下げ０人、その他は０人となっています。

②月間有効求職者は３５人で、前月との差は－２人でした。

当局の紹介による求職側の成立は１、他局成立は０人でした。

求職の取り消しは１１人で、理由の内訳は期限切れ９人、自己応募・縁故により採用０人、自己都合により取り下げ２人、その他０人となっています。

６．全国運輸局別の有効求人、有効求職、成立数、有効求人倍率

①２月の全国の月間有効求人数は、２，８０１人で、前月比１０２．９％、前年同月比は１１４．３％となり、３５０人増加しています。

②２月の全国の月間有効求職数は、８０９人で、前月比９３．７％、前年同月比８３．９％となり、１５５人減少しています。

③２月の全国の成立数は、７５人で、前月比１０１．４％、前年同月比では８７．２％となり、１１人減少しています。

④２月の全国船員の有効求人倍率は季節調整値により３．３９倍となっています。２月の全国陸上は季節調整値により１．２１倍となっています。

以上が管内の雇用等の状況でございます。

藤本部会長：

ご説明ありがとうございました。

資料１、２、３についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

井上委員：

資料の１ページ目の新規求職者の年齢別の内訳というところですが、12人の求職者がおられます、そのうち半分以上が30歳未満の若い方ですが、その中で本人が転職または求職を希望する理由はどういった理由があるのですか。

平田船員労政課長：

資料でいきますと、資料２の６ページに月間有効求職者として内訳を付けさせていただいております。新規求職者のうち30歳未満が５０％ということですが、前職としまして、まずお二人の方が陸上でアルバイトかフリーターをされていた方というのがおられました。この方々につきましては初めてということですので、現状未経験であるというところで条件が合うところをご紹介はさせていただいております。ただ、かなり厳しい、求人としてはなかなか件数がないということで、そういう現状もご説明した上で、お一人の方は海技士の免状を取るということも、少し勉強しておられているということもありまして、その方向でもお話をさせていただきました。また、もう一人の方にもそういった道があるということは説明させていただいております。そのほかの方につきましては、理由というところはなかなか全てを把握はしておりませんけれども、できる限り条件の合うところをご紹介させていただ

いていますが、少し条件を広く取っていただくということも併せてご紹介をさせていただいて、できるだけ成立に結びつくようにお話をさせていただいております。

ご質問の全ての前職での理由というか、全てを把握できているかというと少しできていないところもありますが、紹介としてはそういう形でさせていただいているところでございます。

井上委員：

今、２名の方が未経験の陸上から船に乗りたいということで求職をされているかと思うんですけど、船員になろうと思ったきっかけは具体的にありますか。

平田船員労政課長：

目指されたという理由ですか。

井上委員：

陸上から船員になりたいという考え方を持った理由は何でしょうか。

平田船員労政課長：

一人の方は、先ほども言いましたように少し勉強されてきているというところもありまして、ご本人さんが少し船員に興味を持たれたということは聞いておりますが、もう一人の方についてはそこまで詳しくは、申し訳ないですが、私のほうでは確認はしておりません。

井上委員：

ありがとうございました。

藤本部会長：

その他いかがでしょうか。またありましたら後ほどお伺いすることとして、それでは、次に議題２の「その他」に入ります。

運輸局の方から資料４．５についてご説明をお願いします。

村上海事振興部次長：

資料４を説明申し上げます。

まず、１～２ページは２月分の概要ですが、原料、雑貨、セメント、黒油、ケミカルについて、前年同月比増加となっております。

一方、燃料、紙、パルプ、自動車、白油、高温液体、耐腐食は減少となっております。

鉄鋼については、令和３年度になってから鉄鋼生産の回復から増加傾向にありましたが、鉄鋼製品の置き場スペースの問題が生じており輸送のペースが落ちてきているとあります。

自動車は半導体不足などの供給の制約の影響が長引いているとなっています。

また、黒油は前月に続いて石油火力の需要が旺盛であったようです。

２ページめの３行目に「荒天避難の多さ」という記載がありますが、輸送量の２月の前月割れの理由の一つは荒天によるもので、北日本、東日本の日本海側や内陸で記録的な大雪が降った月でありました。

それでは３ページ以降、貨物ごとの状況です。２月の欄と対前月の欄をご覧下さい。

鉄鋼ですが、前年同月比で　９９．９％、前月比では　９３．１％

原料は、前年同月比で １０９．３％、前月比では　９１．４％

燃料は、前年同月比で　９８．４％、前月比では　９３．８％

紙・パルプは、前年同月比で　９１．９％、前月比では １０３．８％

雑貨は、前年同月比で １０３．２％、前月比では　９９．４％

自動車は、前年同月比で　８７．１％、前月比では １２３．６％

セメントは、前年同月比で １０６．２％、前月比では １０５．５％

貨物船全体の輸送量は、１，６３８万９千トンで前年同月比で９９．７％、前月比では１００．８％となっています。

次のページをご覧ください。タンカーの状況です。
黒油（こくゆ）は、前年同月比で　１０４．６％、前月比では　９３．２％
白油（はくゆ）は、前年同月比で　　９５．８％、前月比では　　８４．６％
ケミカルは、前年同月比で　１００．７％、前月比では　　８６．０％
一般タンカーの輸送量は、７７０万３千トンで前年同月比で９８．８％、前月比では８７．２％となっています。
続きまして、
高圧液化は、前年同月比で　　９９．８％、前月比では　　９１．７％
高温液体は、前年同月比で　　９３．２％、前月比では　　８５．７％
耐腐食は、前年同月比で　　９８．８％、前月比では　　８７．３％
特タン船の輸送量は、１０８万６千トンで前年同月比で９８．８％、前月比では８９．５％となっており、
全てのタンカーの合計は、８７８万９千トンで前年同月比で９８．８％、前月比では８７．５％となっています。

次に資料５、長距離フェリーの令和４年２月の輸送実績でございます。
２月の欄と、右のほうの対前月、対前年同月比のところをご覧ください。
まずトラックですが、
北海道は、９，４２２台で、前月比　９７．５％、前年同月比で１０１．８％
北九州は、２８，３５８台で、前月比　１０４．７％、前年同月比で１０２．０％
中九州は、　９，１８５台で、前月比　　９７．９％、前年同月比で　８９．６％
南九州は、１０，１０４台で、前月比　　９２．９％、前年同月比で　９９．５％
となっています。

次のページ、旅客でございます。
北海道は、　２，４０９人で、前月比６１．３％、前年同月比で１０４．４％
北九州は、２８，６９８人で、前月比６１．２％、前年同月比で１１６．６％
中九州は、１０，４８５人で、前月比６３．４％、前年同月比で１０５．９％
南九州は、　９，７２３人で、前月比６１．０％、　前年同月比で１０３．４％
となっています。

次のページ、乗用車でございます。

北海道は、７７４台で、前月比５７．２％、前年同月比で８１．８％

北九州は、１４，３７６台で、前月比７４．５％、前年同月比で１０３．８％

中九州は、２，００９台で、前月比５５．７％、前年同月比で１０１．８％

南九州は、４，９０９台で、前月比７８．４％、前年同月比で１０８．１％

となっています。

私からの説明は以上でございます。

藤本部会長：

ご説明ありがとうございました。

資料４、５について何かご質問等ございますでしょうか。

藤本部会長：

よろしいでしょうか。無いようでしたら、事務局より連絡事項がございます。資料６・７についてご説明お願いいたします。

竹内船員労働環境・海技資格課長：

資料６・７を説明申し上げます。

令和２年度の船員災害疾病発生状況報告の集計書がとりまとめられましたので、その概要を説明させて頂きます。

本集計書は、毎年、船員法第１１１条の規定に基づき、船舶所有者から災害と疾病の発生状況を報告して頂くことになっています。この集計書は、全国の令和２年４月～令和３年３月までの１年間に、船内及び船内作業に関連した場所で発生した、休業日数が３日以上の災害と疾病の発生状況をとりまとめたものです。

それでは、２ページ表１「令和２年度災害・疾病発生状況」をご覧下さい。

令和２年度の災害は、一般船舶、漁船、その他の合計で５４２人で前年度と比較して、９人減少しています。

また、令和２年度の疾病は、一般船舶、漁船、その他の合計で４８１人で前年度と比較して６５人減少しています。

令和２年度の災害・疾病をあわせた合計では、１，０２３人で前年度と比較して７４人減少しています。

次に、４ページ図１「災害発生率の推移」についてです。

昭和４３年３月に、船員の災害・疾病が陸上労働者の比率に比べ非常に高かったことから、官民一体となって総合的な船員災害防止対策を講じる必要があるとして、船員災害防止活動の促進に関する法律に基づき、昭和４３年度を初年度とした５か年の第１次船員災害防止基本計画が策定されました。

このグラフは、その前年の昭和４２年度からの推移を示したもので、船員災害防止基本計画が策定後、減少傾向となりましたが、近年はその減少割合が鈍化傾向となっています。

次に、５ページ図２「疾病発生率の推移」についてです。

このグラフも災害と同様、減少傾向となっていますが、 近年はその減少割合が鈍化傾向となっています。

次に、６ページ表３「船員と陸上労働者の災害発生率の比較」についてです。

災害・疾病の発生率は、さきほどのグラフのとおり、減少傾向となっていますが、４日以上休業の発生率を比較しますと、依然として船員の方が高い状況となっていることから、引き続き、船員災害の防止活動を推進していく必要があると考えています。

６ページ下段からは、説明させて頂いた内容の詳細になりますので、この場での説明は割愛させて頂きます。

以上が船員災害疾病発生状況報告の概要になります。

引きまして、資料７の令和４年度船員災害防止実施計画について、「概要

版」にて、説明させて頂きます。

本計画は、船員災害防止活動の促進に関する法律の規定により、国土交通大臣は、５年ごとに船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、基本計画の実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を作成しなければ、ならないこととされています。また本年は、第１１次船員災害防止基本計画の平成３０年度から令和４年度の最終年度となっています。

第１１次船員災害防止基本計画では、

船員災害の現象目標は、	死傷災害	疾　　病
貨物船等	１４％減	１４％減
漁　　船	１１％減	１１％減
全　　体	１６％減	１３％減

としております。

また、主要な対策としては、

・作業時を中心とした死傷災害防止対策
・海中転落・海難による死亡災害防止対策
・漁船における死傷災害対策
・年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策
・生活習慣病等の疾病防止対策
・パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保

の６項目としております。

次に、令和４年度船員災害防止実施計画について、説明させて頂きます。

○船員災害の減少目標は、	死傷災害	疾　　病
貨物船等	２％減	９％減
漁　　船	８％減	４％減
全　　体	６％減	７％減

となっております。

また、主な取組みとしては、

○安全衛生管理体制の整備とその活動の推進

・労働時間・労働負荷の軽減等

・産業医制度の円滑な導入等

○船内の居住環境・作業環境の整備・改善

・死傷災害・疾病に係るリスク低減対策等

○重点を置くべき船員災害の種類に対応した取組み

・最新の事故事例に対応した防止対策の打ち出しと、船員労働安全衛生月間における指導等への反映

・海中転落・海難による死亡災害防止対策

・年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策

・生活習慣病等の疾病防止対策

・パワーハラスメントの防止対策とメンタルヘルスの確保

・受動喫煙防止対策

について、実施していくことにしております。

以上が令和４年度船員災害防止実施計画の概要になります。

藤本部会長：

ご説明ありがとうございました。特に資料６・７でご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

松林委員：

パワーハラスメントのところで、船というのは狭いスペースで隔離された中で、パワハラというものがなかなか表に出てきにくいというか、深刻な状況になってから発覚すると思うのですが、その中で国の機関といった相談窓口があるということですが、現場の船員からパワハラに対する相談というのはどういう状況なんでしょうか。

竹内船員労働環境・海技資格課長：

現在、船員の働き方改革に伴う、船員法等の改正を受けて、各地方運輸局において、事業者等から様々な問合せ・相談等に対応しているところで、案件によっては、船員労政課、運航労務監理官に連絡・引継を確実に行い、対応しているところです。

なお、現在、船員からパワハラについての相談は、ないものと記憶しています。

松林委員：

どちらかというと、それはパワハラを受けた側が相談すると感じますが、パワハラの対処というのは現場での話合いもあれば、会社がどうにかしてお互いを取り持つということも出てくると思うのですが、企業向けのパワハラの相談窓口はありますか。

竹内船員労働環境・海技資格課長：

船員の働き方改革に関する相談等は、当課に対して、事業者または船員からでも行って頂くことは可能です。

松林委員：

実際どうですか、相談件数等の実績は。

竹内船員労働環境・海技資格課長：

現時点では、前職の船員労政課長の時も含めて、船員または事業者からパワハラについての相談等はなかったと記憶しています。

松林委員：

意外と総合相談窓口が事業者向けいうことが知られていないと思います。使用者委員の方々は、総合相談窓口が事業者でも相談できることを知っておられますか。

礒合委員：

事業者向けとしても相談できるとは、知りませんでした。

竹内船員労働環境・海技資格課長：

船員の働き方改革に伴う相談窓口は、船員法等の改正を受けて、各地方運輸局等で対応しているところで、また、国土交通省のホームページにおいても、特設サイトを設け、船員の働き方改革にかかる資料提供等を行っているところですが、今後、本件について、機会あるごとに関係者の皆様にも周知していきたいと思います。

松林委員：

浸透しているとはいえませんので、積極的に宣伝していただければと思います。

竹内船員労働環境・海技資格課長：

承知いたしました。

藤本部会長：

はい。よろしいでしょうか。それでは次に船員政策や船員労働全般に関わる様々な問題につきまして、ご意見情報等ございましたらご発言をいただきたいと思います。

労働者委員の方からいかがでしょう。

松林委員：

最近のニュースでよく聞くことです。知床遊覧船の痛ましい事故のニュースの中で、報道の中で伝えていたのが、事業者が数年前にベテラン船員さんたちを一斉に解雇したというニュースがありました。それによって、その航路、その海域を熟知した船員がいなくなって、今、働いているのは地方から来た船員の方だとか臨時の方で運航していたという実態がある中で、やはり雇い止めをするに当たっては行政の手続がひとつありますから、そういった一斉に１つの事業者から雇い止めがあったときには、残る船員は何人ですか

とか、安全は担保できるのですかというのをやはり行政側としてチェックした方がいいと思います。

村上海事振興部次長：
　おっしゃるとおりです。
　基本的に本船で雇い止めや雇い入れをするときは、同数の入れ替わりですと淡々と必要項目を確認します。同数の入れ替わりでなかったら一人ずつ処理する前に、まずはどうなっているのですかというようなことは過去から必ず窓口に来られた方に聞くようにしています。この辺の小型船の船長１人とかそういうところはなかなか、一般貨物船と違い、我々も聞きづらいところがあると感じます。

礒合委員：
　総トン数20トン未満の小型船舶の場合でも、雇い入れ止めは一緒なのですか。

村上海事振興部次長：
　船員法の適用にかかるものは同じです。

竹内船員労働環境・海技資格課長：
　船舶職員及び小型船舶操縦者法では、基本的に総トン数２０トン以上と２０トン未満では、免許体系が異なっており、総トン数２０トン未満の船舶では、小型船舶操縦士の免許になります。今回の船舶については１級小型船舶操縦免許証で小型旅客安全講習を受けた特定操縦免許であれば、操縦できるということになります。

礒合委員：
　運輸局さんが確認するのは、一度に雇止めの人数が多い場合、会社との雇用関係の確認が行われると思いますが、会社との雇用関係を確認するには船

員保険での資格喪失でしかできないと思われますので、運輸局さん単独での会社との雇用関係を確認するのは、難しいと思います。

今回の件で、人を相手に輸送されている船舶を扱われている会社の、イメージが悪くなり、又、乗組員として乗船するのは危険なんだというイメージになったと感じました。

雇用する側としましては、求人活動をするために学校で出前授業をして乗組員確保の取組を行っていますので、今回の件での悪影響が無いようにしたいと思います。

藤本部会長：

情報ありがとうございました。

それでは、使用者委員の方からいかがでしょう。

開委員：

弊社の採用の状況ですが、この４月にまた職員等が十数名新しく入ってきてくれましたので、今それぞれの部署で働いてもらっているという状況です。

藤本部会長：

ほかの委員の方どうですか。

佐藤委員：

あと私のほうから２点ほどあります。

まず前回の船員部会に報告させていただきましたように、海員春闘ということで令和４年度の労働協約改定交渉が３月31日付で円満解決しております。非常に厳しい中での交渉となりましたが、船員不足を背景にある一定の労働条件の改善が図られて妥結に至ったというところでございますので、この船員部会でご報告させていただきます。

それと、あともう一点なんですけれども、これについては内航オペレーター会社であります冨士運油、東京に拠点がある会社ですけれども、本社所在地については大阪にあります。３月28日付で東京地方裁判所に自己破産の

申立てがなされて、現在、管財人が入った上で会社清算に入っております。組合員29名いる中で、さらにプラス、この４月に９名の新入社員も雇っていた会社で、非常に残念な話ですけれども、恐らく経営トップは粛々とこの破産に向けて動いていたということが想定されるんですが、今もまだ所属船は動いております。そういった中で昨日５月31日付の解雇予告等通知書が従業員の皆さんに通知されたという状況でございます。これから組合員の労働債権等確保に向けて動いておりますが、また債権の確保と同時に今後の就職先というのもしっかりあっせんしながら進めていきたいなというふうに考えておりますので、この場にてお知らせいたします。

これは海運業界、業界紙等にも載っている話であります。最近では珍しい内航船の会社の破産です。

礒合委員：

タンカー業界は、石油業界が一応安定していますので、今回のコロナの影響も少なく推移していましたので、タンカーを運航する会社が倒産した事は驚きでした。倒産した会社は、潤滑油部門の荷主が弊社と同じということもあり、発表された当日にご連絡を頂き知ることとなりました。
驚くしかなかったのですが、荷主が同じということもあり、身近な会社の倒産となりました。現在、弁護士からの依頼で、油の販売を行っている弊社の子会社が、この会社の船舶に燃料油の供給を行っています。

藤本部会長：

そのほか、いかがでしょうか。

礒合委員：

４月１日から船員法・内航海運業法等々が改正された中で、労務管理責任者を対象に講習が日本内航海運組合総連合会や損保会社が主催で開催されますが、運輸局として、労務管理責任者に対する基本的な要件を何か定めておられますか。

竹内船員労働環境・海技資格課長：

労務監理責任者の選任に関する要件は、定められていません。

よって、社内で労務管理に精通している者を選任して頂くことになります。

なお、国土交通省としては、内航海運組合総連合会が行う講習会を受けることを推奨しています。

礒合委員：

各社さん受講予約して受けることとなっていますが、例えば損保会社・日本内航海運組合総連合会の主催で講習があり、どれを受けたらいいのか、問い合わせを受けましたので、何か国として基準を設けているのかをお聞きしました。

また、総連合会の講習担当の方が、全国内航タンカー海運組合の各社代表者が集まる会合で、講習のPRをされる中で、説明を受けた弊社の代表者が労務管理責任者に受講が必要事項であるかのように受け取ったようなので、要件を確認させていただきました。

竹内船員労働環境・海技資格課長：

さきほど、申し上げたとおり、労務監理責任者については、各事業者において、労務管理に精通している者を選任して頂ければ、支障ありません。

礒合委員：

了解しました。どうしても内航海運業法で定める、運航管理者などに要件がある為、労務管理責任者を定めるに当たり、法律の要件を満足させることが必須だと考える方々から、問合せがありました。

竹内船員労働環境・海技資格課長：

今後、問合せ等がある場合には、船員の働き方改革に伴う相談窓口を利用して頂ければと思います。

礒合委員：

パンフレットの中に各運輸局の全部の総合相談窓口が記載されていますが、企業向けの相談としては考えていなかったので、今後は、利用させていただきます。

竹内船員労働環境・海技資格課長：

実際、海技資格、私も２か月たっていないんですけれども、船員改革に係る問合せ、事業者からも結構あります。例えば船内記録に代わって労務管理記録簿でしたか、それの書き方とかですね、そういう問合せもあって対応しているところです。

礒合委員：

労務管理記録簿、エクセルの入力など、若手が担当してチェック等を行って現場に反映しているのが現状です。

藤本部会長：

そのほかにございますでしょうか。

横見委員：

先ほどの松林委員のご発言に関連して、基本的なことで申し訳ないのですが、この資料２「有効求人、求職状況」では、たまに遊覧船の求人が出てくるように記憶しています。ここに出てくる遊覧船というのは、20トン以上の海技士資格の必要な船になるのでしょうか、それとも知床のような小型船舶操縦士で操船可能な船も入ってくるのでしょうか。今回の資料には遊覧船の求人はないですけれども、たまに白浜とか鳥羽の遊覧船の船長という募集が出てきます。

平田船員労働課長：

遊覧船という一言で、先ほどの話、大型なのか小型なのかというところは分かりません。恐らくここでいう遊覧船は全てを記載させていただいていると思います。

横見委員：
　それでは、小型の１級で操船可能な船もここに含まれてくるわけですよね？

平田船員労働課長：
　それも入っている場合もありますし、それでは駄目だという場合もあります。

横見委員：
　ということは、先ほどの松林委員がご指摘された内容の入口部分の話になってくると思うのですが、近畿運輸局管内には知床のような特別な技能や経験を必要とする海域はないのかもしれないですけれども、明らかに技量や経験が不足している船員を、特に法律による監視の目が行き届きにくいような企業が人手不足などを理由に採用しようとするときに、当局として何らかのチェックや関与をするということはあるのでしょうか、あるいはそのようなことは可能なのでしょうか。

大谷海事振興部長：
　船員職業安定所の窓口では求職者の所持している資格によって求人者に紹介しているのが現状で技量までをチェックするのは難しいと思います。あとは求人者に面接等を通して判断していただくことになります。
今後、旅客船に乗り組むための資格等が明確になれば、窓口においてもある程度のチェックは可能になると思われます。

横見委員：
　報道ベースの話ですが、今後は国としてもこうした遊覧船に対する安全の強化をどんどん進めていくような話も聞いております。この部会で議論することが妥当である否かというのはさておき、こうした零細・中小事業者の安

全、それから船長、船員さんの技量や経験について、監督官庁が実質的なチェックを実施する仕組みは、今後において必要であると思いました。

大谷海事振興部長：
　ありがとうございます。

藤本部会長：
　そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
　それでは本日の部会は終了いたします。
　次回は５月２５日（水）１６時００分からとなっておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

（配付資料）

資料１．令和４年３月分　近畿運輸局管内船員職業紹介実績表

資料２．令和４年３月分　月間有効求人・求職状況（近畿管内）

資料３．令和４年２月分　局別月間有効求人数（商漁船・職部員別）等

資料４．内航輸送実績状況（令和４年２月分まで）

資料５．長距離フェリー輸送実績の推移（令和４年２月まで）

資料６．船員災害疾病発生状況報告（令和２年度）

資料７．令和４年度　船員災害防止実施計画